

平成30年5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 平成30年5月24日(木)

午後 2時45分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員,  
中秋委員

4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,  
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第36号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第37号 竹原市教育相談員の委嘱について

議案第38号 たけはら美術館協議会委員の任命について

議案第39号 竹原市社会教育委員の委嘱について

議案第40号 竹原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第1号 専決処分の承認について(学校医の委嘱について)

報告第2号 専決処分の承認について(学校歯科医の委嘱について)

報告第3号 専決処分の承認について(学校薬剤師の委嘱について)

報告・協議 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂について

○高田教育長 ただいまから,平成30年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。本日は,教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございますので,これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

○梅田教育長 はい。

職務代理者

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長       はじめに、議案第36号「竹原市学校給食センター運営委員会運営委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いいたします。

○中川教育次長  
兼 課 長           学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものでございます。議案書の4ページ、それから本日お配りしました別紙の竹原市学校給食センター運営委員会運営委員の一覧表を御覧ください。この運営委員会委員の委嘱につきましては、4ページにございますように、根拠法令としましては、竹原市学校給食センター設置条例第4条におきまして、給食センターを適性かつ円滑に運営するために、竹原市学校給食センター運営委員会を設置し、運営委員会の運営委員は学校教育の関係者及び学識経験を有する者の内から教育委員会が委嘱するということになっております。併せまして、設置条例施行規則の第7条に委員会の委員は次の構成員とするということで、教育長、所長、小中学校等の校長、小中学校等の保護者代表、竹原市を管轄する保健所代表、学校医、その他給食センターの運営上教育委員会が必要と認める者で、別紙を御覧ください。各学校長とPTA代表、それから今施行規則にあります、構成員として広島県西部東保健所、あまの耳鼻科医院、教育委員会、竹原市学校給食センターの構成メンバーで、今回委員を委嘱しようというものでございます。以上です。

○高田教育長       これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○梅田教育長  
職務代理者       残菜率はどうなっていますか。ある程度数字は出されていますか。

○中原係長       年に2回調査をさせてもらっているのですが、今週か来週に行く予定になっているところですが。

- 中川教育次長  
兼 課 長
- しかるべきときに御報告をさせていただければと思います。
- 高田教育長
- その他ございませんか。
- 梅田教育長  
職務代理者
- 会議は年に2回ですか。
- 中川教育次長  
兼 課 長
- 1回です。
- 高田教育長
- お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長  
職務代理者
- はい。
- 河埜内委員
- はい。
- 浅野委員
- はい。
- 市川委員
- はい。
- 中秋委員
- はい。
- 高田教育長
- 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、承認することに決定いたしました。続きまして、議案第37号「竹原市教育相談員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 吉本課長
- 竹原市教育相談員設置及び服務規則の規定により、次の者を竹原市教育相談員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。7ページを御覧ください。根拠法令の竹原市教育相談員設置及び服務規則についてです。第1条は、青少年の健全育成に関する相談、指導、助言を行うため教育相談員を置く。第2条は、相談員は地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。第3条は、相談員の任期は1年とするとなっております。平成30年5月31日で任期が満了となりますので、平成30年6月1日から平成31年5月31日まで、大成景俊さんを再任用となりますが、教育相談員として委嘱をしようとするものでご

ざいます。以上です。

○高田教育長       これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○河埜内委員       この方の現場からの生の声を聞く機会がありますか。

○吉本課長         常に学校教育課とは連携をとっています。毎日来られますので、今日はこういった相談がありましたとか、今現時点において、児童生徒がこういう状況で進んでいますと、定期的な状況把握を学校教育課でさせていただいています。

○河埜内委員       竹原市の特徴や傾向などは感じられますか。

○吉本課長         やはり、ある一定の相談はずっと続いています。教育相談員の役割としては、大変大きい役割を持っていると思っております。教育相談室については、不登校児童生徒についてもある一定の条件を満たせば出席とみなすと、学校教育課で対応しておりますので、不登校の子がここに登校して出席とみなされたケースもあるというのが現実です。

○高田教育長       その他いかがでしょうか。

○中秋委員         小学校と中学校どちらの相談が多いですか。

○吉本課長         現時点で特別に傾向があるわけではないのですが、児童と生徒は半々ぐらいです。保護者の相談もあります。今は、高校生からの相談もいっしょに入っています。これも、竹原市内の学校を卒業した子等、以前教育相談室でお世話になっていた子達が、卒業してからもいっしょに電話相談等で相談をしている状況もあるということです。

○中秋委員         基本的には小中ですよ。

○吉本課長         そうです。

○高田教育長       その他いかがでしょうか。

○梅田教育長  
職務代理者       相談室に通われる方というのは、結構長い日にちを通われると思うのですが、以前件数を聞いたときに千何件という単位だったと思います。延べということだとは思いますが、何ヶ月か通っていて、自立してここに立ち

寄りなくなった子供など、そういった比率はどうでしょうか。

○吉本課長 正確な比率を出したことはありませんが、行ったり来たりということはあります。学校に帰すというのが基本にありますので、いくらか相談を受けながら、自立して行って、学校へ登校できるようになったという子もおりますけれども、学校へ行ったり相談室へ来たりという状況もありますので、一律に例えば相談室に来ていた子が100%学校へ帰れたというのも数値としてはなかなか言いにくいのが現状ですが、そういう風に学校に足が向き始めた子というのはおります。

○河埜内委員 相談室に相談にみえる方は、それより他で不登校だったというケースもございますか。

○吉本課長 不登校については、まずは学校が綿密に家庭訪問を定期的にしながら、相談に対応しています。状況を把握しながら、進路も含めて話をしています。こういう取組もありますよという紹介の中で、例えば教育相談室というのがあって、こういう条件を満たせば出席日数にあたるようになりますよという話をしたりします。それは例えば保護者の方から、そろそろどこかへ行かせて練習をするところはないですかねといった相談を受けることもありますので、そこで教育相談室等を紹介するという状況はあります。

○浅野委員 教育相談室というのはどこにあるのですか。

○吉本課長 市民館の3階です。

○浅野委員 そこに複数の子供達が来ているということですか。

○吉本課長 そうです。

○浅野委員 それを大成さんがお一人で面倒を見ているという形ですね。

○吉本課長 そうです。部屋が1つあるのですが、その隣にもう1部屋ありますので、どうしても別室が必要な子供については、分けたり、市民館の他の部屋を利用したりという取組もしています。

○浅野委員 こういった場合、長い間通っている子は大成さんと信頼関係もしっかり出来てきているでしょうけど、将来的に出来なくなったとき、代わるとい

うのは、子供達にとって対応が難しくなったりするということもあるのですか。

○吉本課長           それはあると思います。現実的には、平成21年度の委託当時から大成先生にずっとやっていただいているので、やはり人間関係もあるし、信頼もあるしということにはなっています。複数いれば、例えば1人は順番に育成しながら1人は変えていくということは出来ますが、1人なのでそういう懸念はありますが、今のところ、信頼関係を継続してお願いをしていることになっています。おっしゃられるような懸念はやはりありますので、考えていかないといけないとは思っております。

○浅野委員           そうですね。次を作っておくというようなことをしないといけないですね。

○河埜内委員        昼食とかはどうされているのですか。

○吉本課長           持って来られたり、昼までとか昼からとかの方が多いですので、通しの時は持ってこられます。

○高田教育長        それではお諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長        はい。  
職務代理者

○河埜内委員        はい。

○浅野委員           はい。

○市川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長        御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第38号「たけはら美術館協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長           本案につきましては、たけはら美術館協議会委員の、竹原市立美術館設

置及び管理条例に基づきまして、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとなっております。今回美術館協議会委員の任期が本年5月31日を以って任期満了とることから、後任委員の任命につきまして、教育委員会の承認を受けようとするものです。委員の定数は7名でございます。今回委員の7名の内、安森征治氏、大歳英子氏、荒川幸子氏、高野信行氏、池田和夫氏の5名につきましては、引き続き選任をしたいと考えているところでございます。そして新たに、学校教育関係者につきまして、市内小学校校長会から推薦をいただきました、大乘小学校校長の大政勇司氏を、そして家庭教育関係者につきましては、ボランティア活動団体の内、読み聞かせ団体で長年ボランティア活動を行っておられます、土肥甲子氏を新たに任命しようとするものでございます。なお、任期につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間となっております。以上です。

○高田教育長       これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○浅野委員       たけはら美術館協議会はどのような協議をしているのでしょうか。

○岡元課長       たけはら美術館協議会委員につきましては、たけはら美術館が行う事業の内、展示事業でありますとか、文化事業、そういったものを年間通じて行っております。その上で、社会教育また学校教育、そして家庭教育から美術等の学識経験のある方、それぞれの専門的見地からその事業を、速やかに、いかにスムーズに推進していくかといったところをそれぞれの専門的見地から意見を頂戴いたしまして、より効率的な事業に努めるために協議会を開きまして御意見を頂戴しているところです。

○高田教育長       その他いかがですか。

○浅野委員       たけはら美術館の館の中に、他から借りてきたものでいろんな美術展をするなど、そういうことも協議して、来年は何かを展示というか、有名な

作品を持ってこようとかされているのですか。

○岡元課長           たけはら美術館に学芸員を配置しております。そちらの方で、一定には素案を練らせていただいているところがございます。その上で協議会の方に御相談、お諮り申し上げまして、さらにそこで良いものに変えていくために、御意見、特に安森征治氏につきましては、元々画家の先生でございますので、高い識見を有しておられます。そういった方からの御意見というのは大変貴重でございます。また、そういう先生方のネットワークも活用しながら情報というものも得たりしておりまして、我々だけではなかなか分からない部分も御指導はいただいているところです。

○浅野委員           なかなか入館者数は増えないという現状の中で、何かそういうことも考えないといけないということがあるのではないかと思いますね。

○高田教育長       それではお諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長       はい。

職務代理者

○河埜内委員       はい。

○浅野委員       はい。

○市川委員       はい。

○中秋委員       はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第39号「竹原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長       本案につきましては、社会教育委員の内、学校教育関係者として委嘱をしておりました、二宮力委員が本年3月末をもって退職をされました。よって、その後任委員につきまして、中学校校長会から推薦をいただきました、吉名学園校長の亀井伸幸氏を委嘱しようとするものでございます。亀



井氏は本年4月に開校いたしました吉名学園の初代校長でございまして、これまでも竹原市教育委員会学校教育課長、また竹原中学校校長を歴任されるなど、学校教育に対しまして深い識見を有しておられるということで、社会教育委員に適任であると考えているところでございます。なお、任期につきましては前任者の残任期間ということで、平成30年6月1日から平成31年5月31日まで、1年間ということでございます。以上です。

○高田教育長       これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○浅野委員        毎回聞いているかもしれませんが、確認の意味でお願いします。社会教育とはどのようなものですか。

○岡元課長        社会教育は、社会教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主に青少年でありますとか、成人に対して行われる組織的な教育活動というもので定義をされているところでございます。これは法律的にそういった形で行っておりますけれども、特に幅広い分野での教育があろうかと思いますので、社会教育委員については、文化生涯学習課が行います、社会教育部門、生涯学習部門につきましては、その全般の事業を進めていく上で、委員さんの御意見というのを特に参考にさせていただきながら、事業を進めているところでございます。

○高田教育長       お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長       はい。

職務代理者

○河埜内委員       はい。

○浅野委員        はい。

○市川委員        はい。

○中秋委員        はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。続いて、議案第40号「竹原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長            本案につきましては、竹原市公民館運営審議会委員の内、学校教育関係者として委嘱しておりました二宮力委員が本年3月末をもって退職をされました。よってその後任委員につきましては、中学校校長会から御推薦をいただきました吉名学園校長の亀井伸幸氏を委嘱しようとするものでございます。亀井氏の経歴につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたが、本市の公民館活動の推進に当たりまして、各公民館の事業、企画内容につきまして、御意見を頂戴いたしまして、円滑な公民館活動を進めるための委員として、推薦をさせていただきたいと思っております。なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります、平成30年6月1日から平成31年5月31日までの1年間ということでございます。以上です。

○高田教育長            これより質疑に入ります。何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○梅田教育長  
職務代理者            中学校校長会から推薦があったということで、先ほどの社会教育委員と一緒にですね。社会教育の観点から公民館活動の関連性があるの委嘱という考え方ですか。

○岡元課長            それ以前に、公民館の今の設置の中に、学校教育関係者というくくりがありますので、そういった中でこの度の亀井校長先生を推薦する、委嘱する、任命するわけですが、やはり公民館活動の中にも、学校教育について当然関わっていただく部分がございます。今も公民館では、例えば放課後の児童生徒の受け入れ先となっている状況もございますし、近年では、学校の総合的な学習の中で、公民館と連携して公民館教室の中に学校の児童生徒が学習の一環として入って、授業を行っているというような事例もかなり増えてきておりますので、学校と地域が連携しての活動という意味で

は、学校教育の関係者に入っていたくのは大変意義のあるものだと思います。

○高田教育長            その他いかがでしょうか。

○梅田教育長            公民館を利用していらっしゃる地域の方というのは、結構人数がおられるのですか。学校教育にカウントしているものもあると思いますが、ある程度は先ほどの年配の方が多く、市民館で歌の会だったりとか、花とか料理とかいろんな活動をしておられるのは聞くのですけれども、利用状況は結構多いのですか。

○岡元課長            市内公民館、13公民館ございます。利用者の数、当然延べになります。大雑把な数字ではありますが、年間で約15万人の方が利用されているというような統計を持っております。その中でやはり利用者というのは、若い青少年層に比べて、やはり年齢の高い方の利用というのが多く、公民館の方でもその若い方の利用促進、利用者の増というのは課題の一つとしては持っております。本当に若い方がいらっしゃるような教室であるとか、そういう企画というものは積極的に催していこうという形では進めてはおりますが、なかなか数字としてあがってきていないのが現状でございます。

○梅田教育長            市政だより等々に公民館の運営、活動内容が載っているのですが、なかなか敷居が高いというか、意外と行きにくいというのがあるので、もう一度宣伝として、活動内容はこういったのをやりますとどこかの公民館を毎月紹介してみるなどとか入れてみたらどうですか。利用される方は再々行かれるとは思いますが。私も1~2回覗いたことはあるのですが、自分がその活動内容と一緒に入って取り組んでみようと思ったことはないものから、それを広めて市民に知らせるといのも一つのやり方ではないかと思えます。

○浅野委員            広報とかには出ていないですか。

○梅田教育長            行事予定は出ていますよね。各公民館で何をしますというのは活字で見ます。

○岡元課長 各公民館区域がありまして、区域には広報紙とは別に、広報と一緒に公民館だよりというものを毎月広報とは別に各全戸配布させていただいております。その中には毎月の公民館行事、教室であるとか同好会というのも御紹介させていただいております。ただ、なかなか参加し辛いのが現実であろうと思います。ただ、そういった中で、公民館も例えば一例ではございますけれども、夏場にそうめん流しをやってみて、日頃は公民館を利用していない方についても参加していただいたりとか、そういった取組はしておりますので、地道な活動が将来的には利用に繋がっていければと考えております。

○河埜内委員 公民館というのは地域ごとにございますよね。あれを越境と言うか、良く言えば交流と言うか、そういうのは可能ですか。

○岡元課長 それぞれの公民館での考え方であると思うのですが、実際には各公民館で同じ内容の教室が催されております。そこに両方かけもちで参加されている方もいらっしゃるという風には聞いています。特に本当に好きで、2箇所3箇所行ってらっしゃるという方もいらっしゃいます。ただ、やはり主は地元の方に使っていただきたいというのはありますけれども、それを決して排除するわけではないという風に考えております。

○河埜内委員 バスケットとか、例えば体育館を使用するのも公民館の管轄で、公民館独自の活動ですよ。場所を貸すのはまた別ですよ。

○岡元課長 学校の体育施設ということで、例えばバレーであるとか卓球、外ではフットボールとかサッカーとかいう部分につきましては、同じく文化生涯学習課の管轄ではありますが、そちらは公民館というよりも我々行政側で開放をさせていただいております。ただ、公民館活動の中でスポーツ行事も当然持っておられますので、その際には学校と我々と連携をして、体育館、体育施設を使つての事業、講座というのは行われているところでございます。

○河埜内委員 私の地元の、元の小学校の体育館だったり、公民館であったり、自治会

のいろんな行事に使われていますが、学校のプールを利用するのに、町外の方は駄目だと言われますよね。でも、孫とか来ると町外ですよね。どうも利用者数が少ないと来年存続できないとかありますが、線引きがよく分からないですよね。とはいえ、バスケットとかバトミントンで、よそから来られている例もあるのに、水泳は若干危険とか、監視があるとか、別の問題が発生しているからか、逆にプールとか例えば大学とか高校の水泳部とかで使ってもらうのは駄目ですかという、そういうのは無理と言われるし、線引きというのが案外分からないですよね。こういったことを、やはり皆に知らせるといのがあっても良いかなと思います。さっきの線引きではないですが、何が良くて何が悪いかが分かりにくいです。

○岡元課長

旧田万里小学校のプールは、今は市民プールという位置付けになっております。となりますと、市民対象ではありますが、条例を確認しないといけないですが、市民に限るとい条文はなかったのではないかなとは思っておりますけれども、ただ、実際運営については地元の田万里町自治会の方にお願いをしているところですが、やはりプールを利用するに当たっては、危険が伴うため、しっかり監視はしていただいているのですが、そういったところで町内の方に限定しているのがあるかもしれないです。実際の運営をどのようにされているのかは確認をしておりますので、お時間をいただければ確認をしてみたいと思います。

○河埜内委員

よく利用しておられる方は内容がつかめますが、外から分かりにくい面もあるのではないかと御指摘です。

○高田教育長

説明ではなく感想のようになりますが、前職にあるときに、直近では東野公民館を訪問させていただいて、大変熱心に高齢者の方が、賀茂川の歌を作ったり、思いもよらぬことだったので、料理教室の中で食べて行きなさいとか、非常に明るく前向きに活動をされているというようなことがありました。また、荘野公民館が文科大臣表彰を取られておると、その直後行かせていただいた時に、非常に工夫されて熱心に活動されていまし

た。外から見ておりましたら、非常に限られた予算の中で、工夫をされてやっている地域だなと思っておりました。今回こちらでお世話になって、学校訪問していますと、やはり隣接の公民館と学校とがよく連携をして、特色ある取組をされているので、今委員さんの方から御指摘がありました、いろんな機会を捉えて、そういった活動を市民の皆さんにもお伝えしながら、これからのとりわけ高齢化、少子社会であれば、公民館の活動というのは非常に重要性を増すところでございますので、しっかりPRをしていきたいと思えます。御指導をよろしく願いいたします。

○高田教育長           それではお諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。

職務代理者

○河埜内委員          はい。

○浅野委員            はい。

○市川委員            はい。

○中秋委員            はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて報告に入ります。報告第1号「専決処分の承認について（学校医の委嘱について）」から報告第3号「専決処分の承認について（学校薬剤師の委嘱について）」までは、義務教育学校竹原市立吉名学園の開校に係る委嘱についての報告となりますので、一括して上程いたします。関係課より報告をお願いします。

○吉本課長            前回の第4回定例会で吉名学園に関わる学校医等の御指摘をいただきまして、そのことについて、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱替えについて、5月1日に教育長の専決処分を行いましたので、第1号から第3号まで報告し、承認を得るものでございます。まず報告第1号です。学校医の委嘱についてでございます。吉名学園開校に係る学校医の変更届が

竹原地区医師会から提出されましたので、その医師会から推薦を受けた者に学校医を委嘱するものであります。教育長に対する権限委任規則第1条の規定により専決処分をしたため、第3条の規定により報告し、承認を得るものであります。20ページを御覧ください。学校保健安全法第23条において、学校には学校医を置くものとする、第3項で学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師の内から任命し、又は承認することとなっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条では、教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員、その他の職員は、この法律に特別な定めがある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命することとなっております。このことを受けて、吉名学園の開校に係る学校医の変更届の提出に伴い、その推薦を受けた椎原康也さん、馬場広さん、米田吉宏さんに、平成30年4月1日付けの委嘱を、平成30年5月1日付けで教育長の専決処分ですべて学校医を委嘱したので、報告し、承認を求めます。続いて報告第2号、学校歯科医の委嘱についてでございます。吉名学園開校に係る学校歯科医の変更届が、竹原豊田歯科医師会から提出されましたので、その歯科医師会から推薦を受けた者に学校歯科医を委嘱するものであります。教育長による権限委任規則第1条の規定により専決処分をしたため、第3条の規定により報告し、承認を求めます。23ページから、先ほどの学校保健安全法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは同じですので、このことを受けて、吉名学園開校に係る学校歯科医の変更届に伴い、その推薦を受けた、吉岡英人さん、米田節さんに、平成30年4月1日付けの委嘱を、平成30年5月1日付け、教育長の専決処分ですべて学校歯科医を委嘱したので、報告し、承認を求めます。続いて第3号です。学校薬剤師の委嘱についてでございます。吉名学園開校に係る学校薬剤師の変更届が竹原薬剤師会から提出されましたので、その薬剤師会から推薦を受けた者に学校薬剤

師を委嘱するものであります。教育長に対する権限委任規則第1条の規定により、専決処分をしたため、第3条の規定により報告し、承認を得るものであります。26ページに、これも先ほどと同じになりますが、学校保健安全法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律を載せていただいておりますが、このことを受けて、吉名学園開校に係る学校薬剤師の変更届の提出に伴い、その推薦を受けた、有田志穂さんに、平成30年4月1日付けの委嘱を、平成30年5月1日付け、教育長の専決処分で学校薬剤師を委嘱したので、報告し、承認を求めるものでございます。以上です。

○高田教育長           これより質疑に入ります。第1号から第3号まで、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○河埜内委員           5月付けの委嘱でしたけど、毎年更新はないのですか。

○吉本課長             ありません。変更がない限りは継続してお願いしています。

○高田教育長           裁決については、3つの報告がございましたので、これからそれぞれの報告ごとにお諮りしていきたいと思っております。それではお諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。

職務代理者

○河埜内委員           はい。

○浅野委員             はい。

○市川委員             はい。

○中秋委員             はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長           はい。

職務代理者



- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長  
職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告協議事項といたしまして、「小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂について」を議題といたします。関係課より報告をよろしく願います。
- 吉本課長 それでは、教育指導監の方から説明をさせていただきます。
- 藏本教育  
指導監 学習指導要領の改訂に関わって、簡単に説明をさせていただきます。資料を2つ御用意しているのですが、上に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂についてとある資料を御覧ください。まず、今回の改訂の経緯についてです。今の子供達や、これから誕生する子供達が大人になって社会で活躍する頃には、少子高齢化がかなり進む、生産年齢人口が減る、グローバル化がますます進むというように、かなり厳しい状況になっていることが予想されています。そういった時代でも、生き抜く人にしていくために、変化に向き合って協働的にそれを解決していく力などを育成することが学校教育に求められています。こういったことを踏まえて、平

成29年3月31日に学校教育法施行規則が改正されて、新しい学習指導要領が公示をされました。改定の基本方針について、4点お話をしてみたいです。まず1点目、基本的な考え方です。一つ目の丸を御覧ください。子供達が社会を切り開くための資質、能力、つまり先ほどお話したような力を一層確実に育成することが求められます。その際に、社会に開かれた教育課程を重視する、この社会に開かれた教育課程というのは、何をいつどのように教えて、どんな子供を育てていくかということ、学校の中だけで考えるのではなくて、社会の組織だったり、企業だったり、人だったり、そういった人と連携をして、協働して教育をしていこうという考え方です。そして二つ目の丸です。知識を身につけるといことは、これまでも力を入れてやってきているところなのですが、理解の質を高めるのは、例えば訓練的に覚えた知識というのは、往々にして訓練どおりに聞かれないと出てこない、なかなかよそで活用できないという状況がありますが、そうではなくて、背景とか意味とか根拠とかを含めて深く理解をして、いろんな場面で使えるような知識にしていこうということです。そして三つ目の丸、道徳教育の充実、体験活動の重視、そして健康や体育に関する指導の充実、こういったことを進めていこうというのが、この三つの基本的な考え方です。そして②のところを御覧ください。育成を目指す資質能力の明確化です。子供達のいろんな力を付けていきたいのですが、何もかもを付けることは出来ませんので、焦点化する必要があります。そこで付けたい力を、何を理解しているか、何が出来るかという知識技能、そして知識や技能をどう使うかという思考力、判断力、表現力、そして学びに向かう力人間性とありますが、例えば学習の意欲であるとか態度であるとか、そういうものに近い学習内容とか対象に向かっているかという力、この三つに整理がされました。そして③のところ、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進とありますが、先ほど学びに向かう力という話をしましたが、これからの授業で目指す子供達の学ぶ姿がこの主体的

対話的で深い学びをしている子供達の姿です。先生が言うとおりにやるので何をしたらいいですかという子ではなくて、教材に対して知的好奇心を持って、疑問に思ったら自分から調べるような主体的な姿だったり、学びでは一人でじっくり考えるということも大切なのですが、困ったり行き詰ったり、違う視点が欲しいなという時に、回りの友達と対話をして、新しい考えを生み出したり、新しいものを生み出したりするような対話的な姿、そして、主体的に学ぶからこそ、学んだことを元に発展的に考えたり、関連することについても知識をどんどん広げたり、教科書に書いてないような詳しいことについても調べたりという学びを深める姿、こういった姿が現れるような授業をしていく、そのために授業を改善していくということです。そして④、各学校におけるカリキュラムマネジメントの推進です。学校教育で行っていることというのは、教科書に書いてあることを右から左へ伝授することではありません。学校によって、地域の歴史だったり文化だったり、学校の規模や特色、児童生徒の実態は異なりますので、それを最大限生かして、学校行事とか総合的な学習の時間などで工夫を凝らして特色ある教育活動を行っています。そういったものを、効果的に計画したのが各校のカリキュラムになりますが、それを実践しながら改善を重ねて、より効果的にマネジメントをしていこうというのがこの4つ目の柱です。この4つの大きな柱で、改定がされています。各教科等で様々な改定が行われていますが、大きな枠組みの改定について、2点だけお話をします。1点目は外国語活動の充実です。グローバル化がどんどん進展していきますので、日本人が外国に出て行くだけではなくて、日本で生活する外国人の方も増えています。ということは子供達が将来、生活の中で英語を使う可能性が益々高まっている、こういった背景もあって、外国語教育の充実が図られます。これまでも5～6年生で外国語活動は実施をしてきましたが、新しい学習指導要領が完全実施をされる平成32年度からは、外国語活動を年間35時間、3～4年生に行って、教科になった外国語科を年

間70時間、5～6年生に実施をすることになります。そして2点目は道徳の教科化です。道徳が特別の教科になって、大きく変わる点としては、教科書が出来て評価を行うことになります。小学校は平成30年4月1日から実施ですので、既に実施をしております。中学校は平成31年4月1日から実施となりますので、今年度教科書を採択して来年度から実施となります。最後に実施のスケジュールです。もう一枚の資料を御覧ください。左側に幼稚園、小学校、中学校、高等学校とあるのですが、小学校の欄をずっと横に見ていただくと、小学校は32年度に全面実施になります。その下の段を御覧いただくと、中学校は33年度から全面実施となります。義務教育学校については、義務教育学校の学習指導要領というのはありませんので、前期課程は小学校の学習指導要領、後期課程は中学校の学習指導要領に則って教育活動を展開しています。以上です。

#### ○高田教育長

非常に広い分野について教育指導監の方からコンパクトに説明してくれましたので、どんなことでも結構でございます、何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。学習指導要領は大きくは10年に1回改訂があるのですが、戦後最大の改革だろうと言われていています。そういった中身ですし、特に今回の学習指導要領は最後別紙のスケジュールでは、小学校が平成32年、東京オリンピック、パラリンピックの年となっています。これは、今度の学習指導要領はその年からの教育のあり方を示していただけて、どこを見ているかという、10年後を見えています。だから今の子供達の10年後、そのあたりの社会の変化を想定しながらどういう力を付けていくことが必要なのか、今教育指導監が説明してくれたことですので、随分これまでとは違うかなという印象をお受けになったかと思いません。特に学者などによると、今の子供達が大人になったときに今の仕事の65%は無くなる、AIに取って代わられると言われていています。そういう時代を今の子供達は生きていくので、知識をしっかり身につけるだけで終わっては駄目なので、それをどう活用するか、あるいはいろんな考えの人

と協働しながら問題を解決していくと、そういうところの背景にあるのかもかもしれないと思います。

#### ○河埜内委員

英語は例えば習ってきても使う場面がないとなかなか身につかないというか、私達は、実際なかなか使う場面がありません。だからこれを先ほどのこの社会を言わば巻き込んでというか、そういう意味だったら、例えばタネットさんとかと何か一緒に取り組んでもらって、竹原市民だったら老若男女というか、誰でも何かこういうものでこういう英語の挨拶が使えるとか、ワンポイントあったら良いなと思いました。どうでしょうか。

#### ○藏本教育

##### 指導監

授業の教科書の中だけで完結しても、なかなか確かに家に帰って英語を使う場面もないし、町に出てなかなか英語を使う場面もないのですけれど、今の授業も変わってきていて、道で困っている人がいたら声をかける、その言葉はどういう風に言ったら良いだろうとか、道を急に聞かれたときにどんな風に返したら良いだろうとか、実生活に重ねるような授業をするような形に変わってきています。私は忠海に住んでいるのですが、土日には外国人の方は駅の辺りはたくさんおられて、外国人の方を見つけるのが困難ということもない時代になってきたのかなと思うので、子供達が自分からいけるような、受身でいつも待っているのではなく、いろんな場面を用意することも大事だなと思いますし、先ほどおっしゃったみたいに、どこかと繋がることで、もっと学校の外のいろんな英語を使う場面と繋いでいくという部分も必要ではないかと思います。

#### ○河埜内委員

成功体験というか、通じたという自信とか、そう思ったという根拠が、もう話を聞いたのは結構前なのですが、東広島市はスーパーなどに行くと、広大の関係でかなり外国の方は多いですよね、それでやはり、小学校に行っている子供が、学校で習った会話とかを帰ってきて家のおじいさんおばあさんにも、おばあちゃんも使えるようになってという風な取組があったというのを、もうかなり前に聞いたことがあるので、やはりなにか巻き込むというのは具体的に本当に一つでも出来たら良いかなと思ったことがあ

ります。

○蔵本教育  
指 導 監 P T Aの活動であったり、学校外の公民館活動とかそういったところと繋いだり、いろんな可能性はあるのかなと思いますので、それぞれの地域の特色を活かして繋げていければなと思います。

○市川委員 移行期間があるじゃないですか。竹原市は平成32年から前倒しでやられているとあります。

○蔵本教育  
指 導 監 移行期間にここまでのことをしておきましょうというのは、文部科学省から通知が来ますので、それに従ってはやっています。英語科については、文部科学省から示された時間数より少し多目に竹原市は以前から取り組んでいますので、英語活動などはやっています。

○市川委員 35時間というのは、週に1時間ですか。

○蔵本教育  
指 導 監 そうです。

○梅田教育長  
職務代理者 2年後ということですけど、先生方は結構、大変な事ではないかなと思います。それも改訂の基本方針の中に、理解の質を高め、確かな学力を育成する、質を高めるというのは詰め込み式の考え方から、覚えたことをいかに使っていくか、発信していくかということになると、学ぶ子供達は今の子供と同じですよ。先生方はこれを広めて活かすというのは、今の2年で足りませんか。

○蔵本教育  
指 導 監 広島県の場合は3年前から取り組んできているので、準備の素地はできてきているかと思います。高校入試もかなり変わってきていて、覚えたことをそのまま聞く問い方ではなくなって、それを使って自分の考えを表現していくということに変わってきていますので、定期テストなども少しずつ変わってきていると思います。それに伴って、授業ももちろん変わってきている状況です。

○高田教育長 今回は、3年くらい前の答申で、中央教育審議会が一気に公表しました。それと先ほど説明がありましたように、広島県学びの変革と重なったので、

今回は早くに先生が情報を取って勉強をする機会があったという形ですね。実際にきちんと説明をするのが、管理職が去年、今年が教員、夏休み等を活用して集まって、勉強会が丁寧に行われているところです。

○梅田教育長 職務代理者 理解の質を高めて、尚且つそれを使えるようにもっていくというのは、難しいところですよ。

○藏本教育 指導 授業自体が変わっていかないと、先生が伝授するようなことだけをやっていたら、子供達はそういう力は育たないので、問いの与え方を、どう問うかを先生方が改革していかないと、なかなか変わっていかないのかなと思います。

○梅田教育長 職務代理者 公開研究会を見ても4、5年前から流れが変わってきているというのは感じました。3、4人のグループで話し合いなさいという場が増えてきているように思います。

○藏本教育 指導 そうですね。

○梅田教育長 職務代理者 それにプラス英語が35時間、外国語が5～6年が70時間ですよ。他の学科教科にしわ寄せはこないですか。

○藏本教育 指導 今は学校裁量の時間として、5時間で帰っても良い日に6時間目をするという形で時間を増やしています。他を削ってということはないです。

○梅田教育長 職務代理者 ゆとりになって、また今度時間数を増やしてという昔の詰め込みに戻るというような可能性もあるということですか。

○藏本教育 指導 時間数自体は少し増えるようなことにはなりますが、中身そのものは詰め込みというのは先ほどのこととも絡めてないので、詰め込みに戻るのかとなると、そういうことではないです。時間数だけで見ると増えはします。

○高田教育長 文部科学省の説明では、詰め込みかゆとりかの二者択一ではないということで、学びの質を変える、あるいは最初の議論で、二者択一ではなくそうやって質を変えるのだということを文部科学省が強調されたことです。

○梅田教育長 これは学校だけでなく、家庭も巻き込まないといけません。説明の

**職務代理者** 中に地域とか企業とがりましたが、やはり家庭、2～3歳児のしつけ、今核家族というのがありますから、逆に言えばそちらも心配ですね。家庭内で会話が成立しているのかどうかというのもあるでしょうし、ある程度2～3歳で理解が出来だして、よし悪しが把握できるというのもあるでしょうから、そうでないと学校だけ6～7歳になってこういったことをといても、小学校の学習要領に応じて引っ張り込むという形も必要なのではないかという思いもあります。

**○藏本教育  
指 導 監** 学校からそのあたりは発信していかないといけないかなと、学校の中だけで変わりましたではなく、例えば学校だよりやPTA総会等の場で、今教育はどういう風になってきているのかというところを、子供のつける力はどのように変わってきているのかというあたりを、保護者の方にも理解いただくところも大事ですし、先ほどおっしゃられた小さい頃からとなると、幼稚園の教育要領もこの度改訂をされて、実施をされているのですが、幼稚園ももちろん変わってきていますし、幼小中高の考え方を繋いでいこうというのが、今回強力な柱として打ち出されていますので、幼稚園や保育所、認定こども園等も考え方が、こういう力を付けていかなければいけないねというところが貫かれています。

**○高田教育長** かつてはマーカーをして、全部覚えてというのが受験の風景でしたけれども、塾もそれでは対応が出来ないような形になってきていますので、また機会があったら高校入試が変わったというのがありますが、それも御覧いただければと思いますけれども、覚えておいて書いて答えあわせをするという問題は極力少なくなってきました。

**○梅田教育長  
職務代理者** 国公立は新聞に全教科載っていますが、時間が足りるのかと思うような制限時間ですね。

**○藏本教育  
指 導 監** やはり学校で、普通の授業でもやっていかないといけませんし、普段の定期テストでそういう問題を解いていないと、なかなか入試で突然というわけにはいかないかなと思います。



○高田教育長        2年前の高校入試の理科で、カイロの問題がありました。カイロは商品名ですので別の言い方でしたが、要はなぜそれが温まるのかというのを問う問題でした。中の鉄分が酸化してという、正答率が2割をきっていたと思います。入試時期ですから生徒は全員カイロを持っていたはずなのですが、それがなぜ温まるのかということについては答えが出来なかった。理科の中では学習をしているわけですけど、それをカイロにしたらなかなか出来ないというのは、ある種その家庭の中で、小さい頃に、何でかな、不思議だなというところに対して、父親なり母親と一緒に考えようかね、というようなことを家庭の中でしていったら、子供がやはり身の回りの問題や課題に気づいて、解決を図ろうとする、そういうような取組が重要だなというような意見もありました。

○高田教育長        それでは、今年も授業の方もいろいろ見ていただく機会があると思いますが、今のように学校は変わりつつありますので、その視点で御覧頂きながら、御意見御指導等いただければと思います。よろしくお願いします。

○高田教育長        本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他連絡事項があれば報告願います。

平成30年 5月24日        午後 2時45分閉会